

北海道人権配慮企業登録・紹介制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人権に配慮した取組を行っている道内企業等を、道が募集・登録・紹介することを通じて、企業等の社会的価値を見える化し、人権への十分な配慮が企業等の評価や信頼性を高めることへの理解を広げることによって、企業等の人権配慮に関する取組の実施を促進し、もって人権が尊重される地域社会の実現を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱において、企業等とは、道内に本店又は営業所等を有し、道内において活動を行う法人、団体又は個人事業主をいう（国及び地方公共団体を除く）。

(登録要件)

第3条 登録する企業等は、北海道人権施策推進基本方針に掲げる12分野である、次の(1)から(12)の人権分野から1分野以上に取り組むものとする。

- (1) 女性
- (2) 子ども
- (3) 高齢者
- (4) 障がいのある人
- (5) アイヌの人たち
- (6) 外国人
- (7) HIV・ハンセン病等の感染者等
- (8) 犯罪被害者等
- (9) 犯罪をした人等
- (10) 性的マイノリティ
- (11) インターネットによる人権侵害
- (12) その他

(申請)

第4条 登録を受けようとする企業等は、道のホームページ上の指定された北海道人権配慮企業登録・紹介制度登録申請フォームに必要事項を入力して送信すること等により、知事に申請するものとする。

(登録)

第5条 知事は、前条の申請があったとき、その内容を確認し、登録する企業等として適当と認められる場合は、当該申請者を登録するものとする。

2 知事は、前項による登録を行った企業等（以下「登録企業等」という。）に、北海道人権配慮企業登録・紹介制度登録証（別記第1号様式）を交付するものとする。

3 知事は、前条の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録しないこととし、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

- (1) 過去3年間に、公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行った場合
- (2) 過去3年間に、第9条の規定により、登録を取り消されていた場合
- (3) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号から第3号に規定する暴力団員、暴力団員等が役員となっている又は第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (4) 道税の滞納がある場合
- (5) 制度の趣旨に照らして登録企業等としてふさわしくないと認められる場合

(有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録日から3年を経過する日の属する月の末日までとする。

2 登録企業等は、前項の有効期間満了後も登録を継続させようとするときには、原則として、有効期間満了日の1か月前までに、道のホームページ上の指定された北海道人権配慮企業登録・紹介制度登録更新・変更申請フォーム（以下「更新・変更申請フォーム」という。）に必要事項を入力して送信すること等により、知事に更新の申請をしなければならない。

3 前条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

（登録の変更）

第7条 登録企業等は、次の各号に掲げる場合には、道のホームページ上の指定された更新・変更申請フォームに必要事項を入力して送信すること等により、知事に変更の申請をしなければならない。

- （1）登録企業等の名称を変更した場合
- （2）登録した住所を変更した場合
- （3）登録した取組内容等に変更があった場合
- （4）合併又は解散、事業の休止又は廃止等の活動の存続に関する事項があった場合

（登録の辞退）

第8条 登録企業等は、登録期間内において登録を辞退したいときは、速やかに北海道人権配慮企業登録辞退届（別記第2号様式）により、知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する届出書は、当該届出書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールにより送信して提出することができる。

（登録の取消し）

第9条 知事は、登録企業等が第5条第3項各号もしくは次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消し、北海道人権配慮企業登録取消通知書（別記第3号様式）により、その旨を登録企業等に通知するとともに、第5条第2項に規定する登録証を返還させるものとする。

- （1）登録証を不正に使用した場合
- （2）登録企業等としての活動実態がないと判断される場合
- （3）登録企業等が公序良俗に反する行為や重大な法令違反を行った場合
- （4）その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

（報告）

第10条 知事は、この要綱の施行に必要な範囲内において、登録企業等に対し、人権配慮に関する取組状況等に関し報告を求めることができる。

（企業の役割）

第11条 登録企業等は、登録に係る取組を維持するとともに、取組の充実を図るものとする。

（道の役割）

第12条 知事は、登録企業等の人権配慮に関する取組を道のホームページに掲載する等し、広く道民等に周知されるよう広報活動に努めるものとする。

2 知事は、登録企業等へ人権に関わる各種情報を提供することができるものとする。

（所掌）

第13条 この要綱に関する事務は、環境生活部くらし安全局道民生活課において所掌する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)2月16日から施行する

(別記第1号様式)



北海道人権配慮企業登録・紹介制度 登録証

人権に配慮した取組を行っている企業等として登録し、
ここに証します。

登録企業等： ○○○○○○○○○

登録番号： 第○○○○号

登録期間： 令和○年(○○○○年) ○○月○○日 から
令和○年(○○○○年) ○○月○○日 まで

令和○年(○○○○年)○○月○○日

北海道知事 ○○ ○○



(別記第2号様式)

年 月 日

北海道知事 様

(登 録 者)

北海道人権配慮企業登録の辞退について
このことについて、北海道人権配慮企業登録・紹介制度実施要綱第8条に基づき、
登録の辞退を届け出ます。

記

【辞退理由】

・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(別記第3号様式)

道 生 第 号
令和 年(年) 月 日

(登録者 様)

北海道知事 ○○ ○○

北海道人権配慮企業登録の取消について (通知)

このことについて、北海道人権配慮企業登録・紹介制度実施要綱第9条に基づき、登録を取り消します。

記

【取消事由】

・ ○○○○○○○○○○○○○○○○○

(くらし安全局道民生活課道民生活係)